

大阪市告示第918号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年6月30日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 淀川屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和7年7月1日（火）から 同月2日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和7年7月4日（金）	
	令和7年7月6日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和7年7月7日（月）から 同月9日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和7年7月11日（金）	
	令和7年7月13日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和7年7月14日（月）から 同月16日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和7年7月18日（金）	
	令和7年7月20日（日）	午前9時から 午後7時30分まで

令和 7 年 7 月 21 日（月）	午前 8 時から 午後 7 時 30 分まで
令和 7 年 7 月 22 日（火）から 同月 23 日（水）まで	午前 8 時から 午後 9 時 45 分まで
令和 7 年 7 月 25 日（金）	午前 9 時から 午後 9 時 45 分まで
令和 7 年 7 月 27 日（日）	午前 9 時から 午後 7 時 30 分まで
令和 7 年 7 月 28 日（月）から 同月 30 日（水）まで	午前 8 時から 午後 9 時 45 分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）